

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画足立北地区地区計画を次のように変更する。

名称		足立北地区地区計画		
位置		北九州市小倉北区足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足原一丁目及び足原二丁目地内		
面積		約9.5ha		
地区計画の目標		<p>足立北地区は、昭和30年代の土地区画整理事業により整備された小倉北区のシンボルである足立山の麓に広がる住宅地で、戸建住宅を中心とした良好な住環境が形成されている。</p> <p>また、当地区は、小倉都心部の南東約3kmに位置し、地区を横断するように都市計画道路7号線が整備され、北九州都市高速道路足立ランプや富野ランプに近接した利便性の高い住宅地である。</p> <p>本地区計画は、足立山への眺望に配慮しながら現在の住環境を維持保全し、周辺環境を生かした魅力あるまち並みの形成を図ることを目標とするため、建築物の適正な規制・誘導を行う。</p>		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>地区を区分し、土地利用の方針を次のように定める。</p> <p>住宅地区：現在の住環境を維持保全し、周辺環境を生かすため、中低層住宅を中心とした土地利用を図る。</p> <p>沿道地区：幹線道路に面した立地特性を生かし、周辺の環境に配慮した店舗、事務所及び住宅等の土地利用を図る。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次のように建築物の規制及び誘導を図る。</p> <p>住宅地区：中低層住宅地として良好な住環境の形成を図るため、建築物等の高さの最高限度の規制を行う。</p> <p>沿道地区：幹線道路沿いに面した立地特性を生かし、周辺の環境に配慮した店舗、事務所及び住宅等の土地利用を図るため、建築物等の用途の制限、建築物等の高さの最高限度の制限の規制を行う。</p>		
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	住宅地区	沿道地区
		地区の面積	約6.6ha	約2.9ha
	建築物等の用途の制限	—	<p>建築できない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>2 カラオケボックスその他これに類するもの</p>	
	建築物等の高さの最高限度	<p>建築物等の高さの最高限度は、次のとおりとする。</p> <p>1 建築物は、15メートル</p> <p>2 広告板、広告塔は、15メートル(高さは、地盤面からとする。)</p> <p>ただし、北九州広域都市計画足立北地区地区計画の決定の告示の日(以下この項において「告示日」という。)において、現に存する建築物(その高さが15メートルを超えるものに限る。)がある場合、告示日における当該建築物の敷地内において、建築、修繕又は模様替を行うものにあつては、当該建築物の告示日における高さとする。</p>		

「区域は計画図表示のとおり」

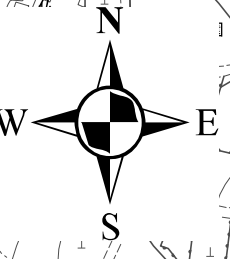
理由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

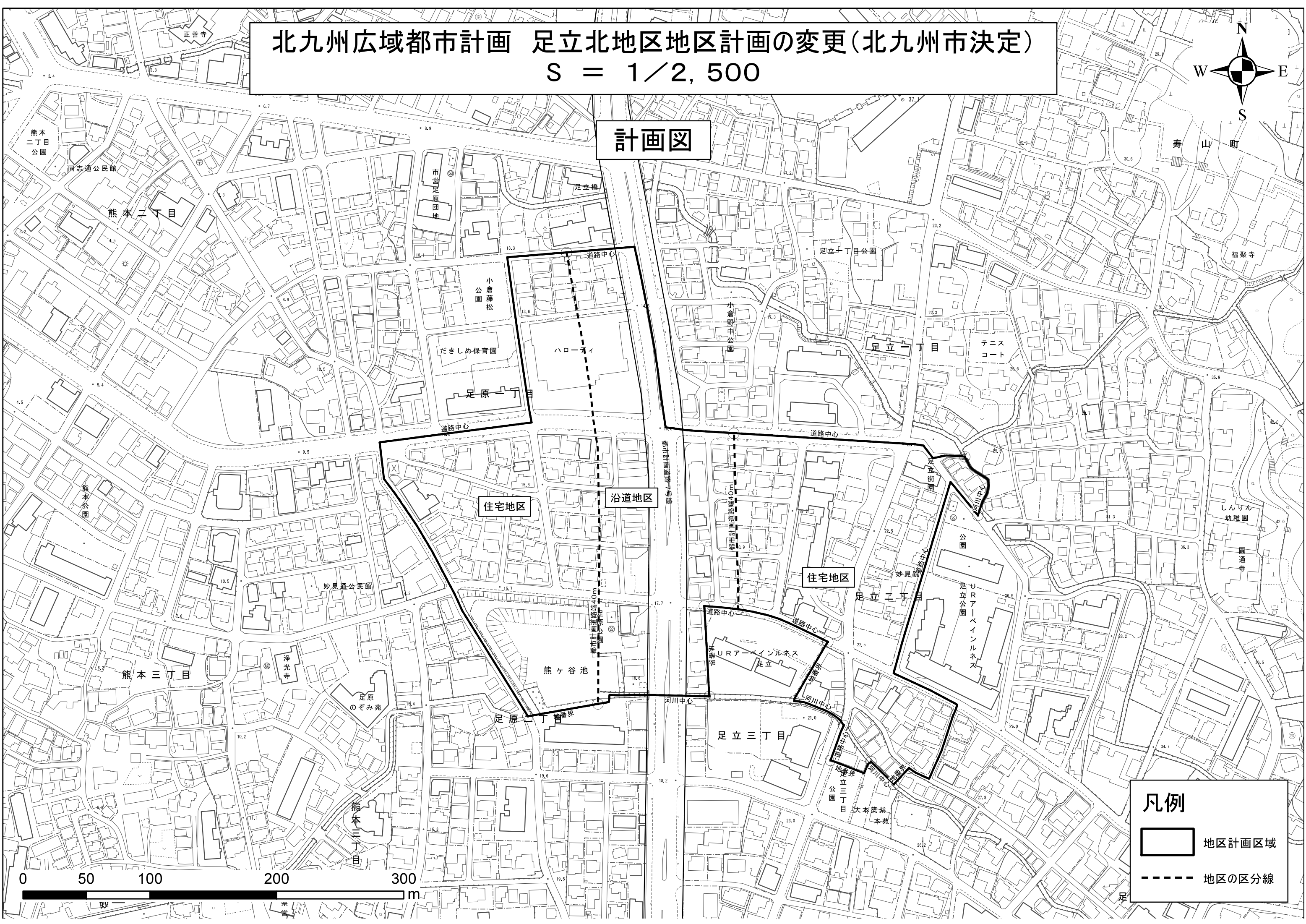
当初：平成23年9月6日告示 第390号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

# 北九州広域都市計画 足立北地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500



## 計画図





住宅地区

沿道地区

住宅地区

### 凡例

-  地区計画区域
-  地区の区分線

0 50 100 200 300 m